

衛星放送用受信設備作業班 2.5GHz 帯アドホックグループの設置要綱について（案）

「衛星放送用受信設備作業班」に関する検討に必要とする情報を収集し、技術的条件についての調査を促進させるために、同作業班の設置要綱1.（8）に基づき、作業班に2.5GHz 帯アドホックグループを設置することとする。

1. アドホックグループにおける調査事項

2.5GHz 帯における衛星放送用受信設備と BWA 及び衛星携帯電話との共用条件等について調査を行う。

2. アドホックグループのリーダー及びメンバー

アドホックグループのリーダー及びその他のメンバーは、作業班主任が指名する

3. アドホックグループの運営等

（1）リーダーは、アドホックグループの調査及び議事を掌握する。

（2）アドホックグループの会議は、リーダーが招集する。

（3）アドホックグループにサブリーダーを置くことができ、リーダーが指名する者がこれに当たる。

（4）サブリーダーは、リーダー不在のとき、その職務を代行する。

（5）リーダーは、会議を招集する時は、メンバーにあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。

（6）特に迅速な審議を必要とする場合であって、会議の招集が困難な場合、リーダーは電子メールによる審議を行い、これを会議に代えることができる。

（7）リーダーは、必要があるときは、会議に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

（8）リーダーは、必要と認める者からなるサブグループを設置することができる。

（9）アドホックグループにおいて調査された事項については、リーダーが取りまとめ、これを作業班に報告する。

（10）その他、アドホックグループの運営に関し必要な事項は、リーダーが定めるところによる。

4. 会議の公開等について

会議は、次の場合を除き公開する。

（1）会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合。

（2）その他、リーダーが非公開とすることを必要と認めた場合。

5. 事務局

事務局は情報流通行政局放送技術課が行う。